

# 令和 8 年 度 上越市地域商業活性化事業補助金 募 集 要 領

商店街等の活性化及び商業振興を図るため、商店街や商工団体等が取り組む収益力向上に持続的な効果が見込まれ、かつ補助事業実施後も効果が持続する事業を支援します。

## 補 助 申 請 受 付 期 間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日を除く）

- 補助金の交付決定は、予算の範囲内で先着順 となります。
- 申請の段階で、事業内容、収支計画等が具体的でないものは補助対象とできませんので、十分にご検討をお願いします。

## 書 類 提 出 ・ お 問 合 せ 先

〒943-8601 上越市木田1-1-3

上越市役所木田第二庁舎2階 産業部 産業政策課  
商業・中心市街地活性化推進室

電 話 025-520-5734（直通）

FAX 025-520-5852

メー ル chukatsu@city.joetsu.lg.jp

## 1 事業目的

商店街等の活性化及び商業振興を図るため、商店街や商工団体等が取り組む収益力向上に持続的な効果が見込まれ、かつ補助事業実施後も効果が持続する事業を支援します。

## 2 補助対象者

市内に事務所等を有し、かつ市税を完納している次のいずれかに該当する団体が対象となります。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (2) 組合員の数が20以上の中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合のうち、その組合員の3分の2以上が小売業またはサービス業を営むもの
- (3) 商工会法（昭和35年法律第89号）第2章に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2章に規定する商工会議所
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者10者以上によって任意に組織された団体で、その団体の構成員の参加が10者以上となるもの
- (5) 前各号に該当する2以上の団体によって構成される団体（ただし、この要領の規定により本補助金の交付を受け、又は受けようとしている団体を除く。）

## 3 補助対象事業

以下の要件をすべて満たし、かつ別表に定める事業を補助対象とします。

- (1) 構成員の収益力向上に効果が見込まれ、かつ補助事業実施後も効果の持続が見込まれる事業
- (2) 事業効果が広く地域に波及することが期待される事業

プレミアム付商品券発行事業は補助対象外です。

■別 表

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	新商品・新サービスの開発又は改良コース	新商品・新サービスの開発・改良に取り組み、補助対象事業の実施後も継続して商品の販売やサービスを提供する事業 (例) 一店逸品創出運動、商店街内外の事業者間の連携による商品・サービスの開発など
2	DX化コース	デジタル技術を用い、団体等がイノベーションに取り組む事業 (例) 専門家の知見をいかした各種データの収集・分析・活用など
3	経営力向上コース	団体等の経営力または営業力を向上させるセミナー、研修会、講演会または勉強会を開催、参加する事業
4	魅力PR・情報発信強化促進コース	新しい広報活動の開拓を通し、団体等の魅力のPRや情報発信力を強化する事業 (例) SNS 広告など SNS を活用した PR、商店街マップの作成、店主カード・店主ガイドの作成等店主の個性と魅力を発信する取組など
5	顧客との関係性構築・強化コース	団体等が消費者向けの講習会の開催や会員限定サービスの導入に取り組み、顧客の固定客化を促進する事業 (例) 店主が講師となる「まちゼミ」等のカルチャースクールなどを運営して顧客との関係性を高めて固定客化に繋げる取組、商店街・商業団体等の会員・サポーターの募集など
6	顧客ニーズ把握・活用コース	団体等の収益力の向上に向けて顧客ニーズを把握し、活用する事業 (例) アンケート調査・グループインタビューなど
7	テーマ・コンセプト形成又は浸透コース	団体等の特徴をいかしたテーマやコンセプトを形成、浸透させる事業
8	テナントミックス推進コース	団体等のビジョンやコンセプトを実現するために最適な店舗の誘致または不足業種の進出を促進する事業
9	販売促進コース	補助対象事業の実施期間において団体等の構成員が自らの商品の販売やサービスの提供を促進する事業(プレミアム付商品券発行事業は対象外) (例) スタンプラリー、共同セールの開催など

#### 4 補助対象経費

経費区分	具体的な経費
謝金	講師、講演者等に対する謝金
人件費	補助対象事業の業務及び事務を補助するために臨時的に雇用したものの人件費 ※常用で雇用している者は除く
旅費	講師等の旅費その他補助対象事業の実施に必要な職員の旅費 ※鉄道を利用する場合は、路程に応じ旅客運賃、急行料金及び座席指定料金のみとし、特別車両料金は対象外とします。 ※宿泊費は1人1日あたり15,000円(食事代は対象外)を上限とします。
広告宣伝費	広告宣伝に係る経費 例：チラシ、ポスターのデザイン費、印刷費、チラシ折込料、新聞などの広告掲載費など
販売促進費	販売等の促進に係る経費
景品費	販売等の促進に係る経費のうち、景品の購入に係る経費 ※補助対象とできる景品費は補助金額の5%以内
開発費	新商品・新サービスの開発に係る経費
使用料及び賃借料	会場や機材等の借上料
需用費	物品等の購入費
事務費・通信運搬費	通信運搬費や振込手数料等の経費
委託費	上記の補助対象経費のうち、申請団体が直接実施することができないものについて、他の事業者に行わせるための経費
その他	上記区分以外で補助対象事業を実施するために市長が必要と認める経費

なお、次の(1)～(5)に掲げる経費は対象外です。

- (1) 次に掲げる賞品及び景品に係る経費
  - ア 賞金
  - イ 商品券（市の区域内に限り利用することができるものを除く）
  - ウ 賞品及び景品を受け取る人1人当たり1万円を超える商品及び商品券
- (2) 事業の実施者及び関係者の飲食及び遊興に係る経費
- (3) 不動産の取得に係る経費
- (4) 補助対象事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- (5) その他市長が不相当と認める経費

#### 5 補助金の額等

補助率 2/3 上限100万円

上記の上限額の範囲内の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とします。

## 6 提出書類

### (1) 申請時

	書類名	説明
1	交付申請書	【指定様式あり】第1号様式
2	事業計画書	【指定様式あり】第2号様式
3	補助対象者の規約	補助対象者（P2）の(4)に該当する場合のみ提出
4	構成員名簿	【指定様式あり】第3号様式 事業に参加予定の構成員の情報を記載してください。
5	補助対象経費に係る見積書の写し	明細付き見積書の写し等、事業費積算の根拠となるものがが必要です。
6	資金収支計画書	【指定様式あり】第4号様式 概算払いを希望する場合のみ提出
7	その他市長が必要と認める書類	上記に加え、別途市から書類等の提出を依頼することがあります。

### (2) 実績報告時

	書類名	説明
1	実績報告書	【指定様式あり】第5号様式
2	事業報告書	【指定様式あり】第6号様式
3	構成員名簿	【指定様式あり】第3号様式 事業に参加した構成員の情報を記載してください。
4	補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し	請求明細付き請求書と領収書の両方が必要です。 なお、事務費（消耗品、郵送料、銀行振込手数料等）について、支払先で請求書の発行ができない場合は、領収書のみでも可とします。
5	制作物 (例) ・商品券（見本） ・チラシ現物 ・ポスター等	現物の添付を基本とします。しかし、作成数が少なく余分がないものは、現物を撮影した写真(※)でも可とします。 ※A4判用紙にカラー印刷、またはプリント写真を貼付

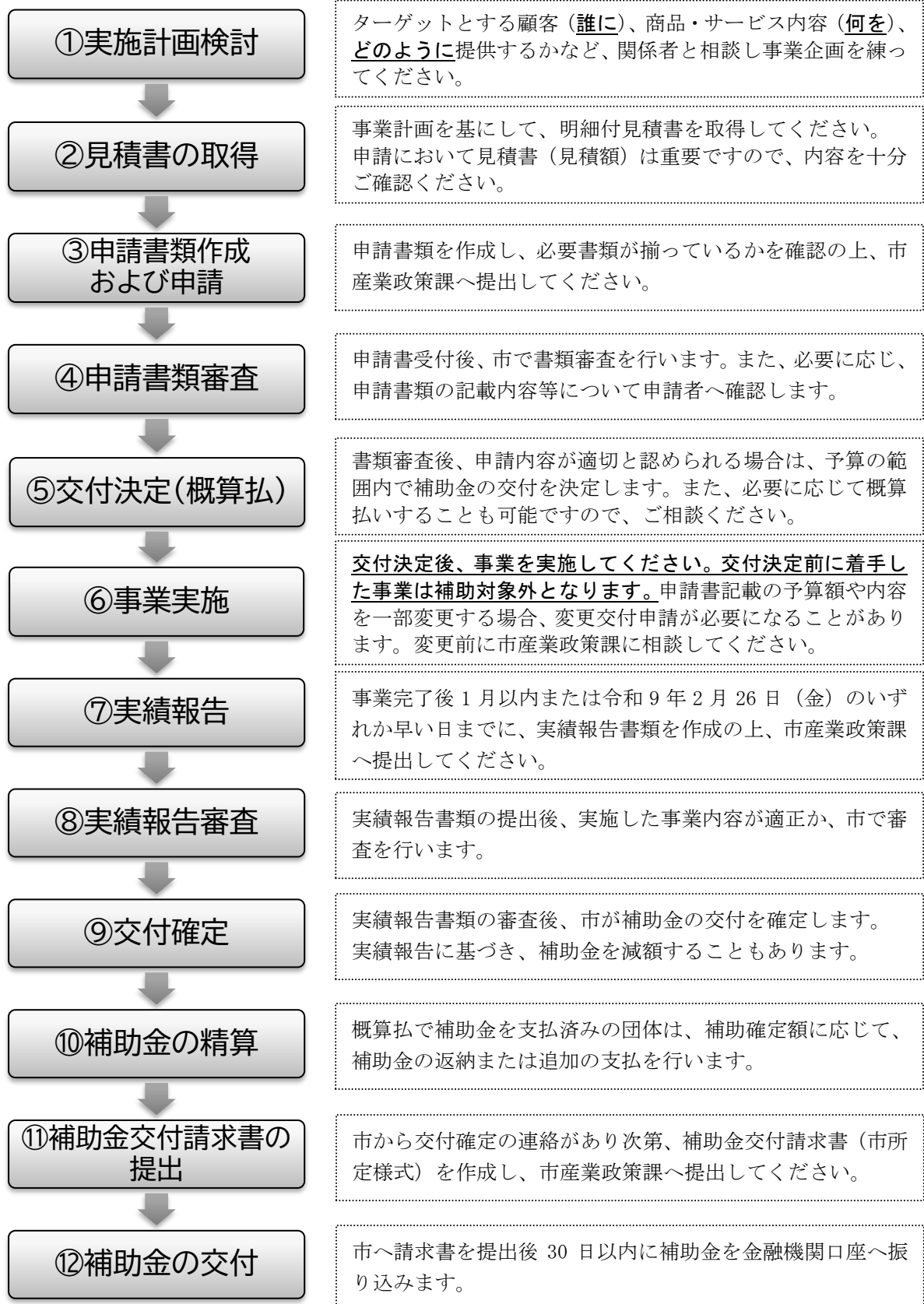
【指定様式】はいずれも上越市ホームページからダウンロードできます。

「上越市地域商業活性化事業補助金の募集」

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/s-chukatsu/chiikisyougyou-kasseika.html>



## 7 申請から補助金支払いまでの流れ



## 8 書類・帳簿の管理・保存について

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了した日から5年の間、目的と異なり使用する場合は、事前に市と協議し、承認を受ける必要があります。また、補助金の返還が生じることがあります。補助金の交付の目的に反して使用しないでください。
- (2) 補助対象事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了した日から5年間保存してください。

## 9 注意事項

- (1) 変更承認申請について

申請時の事業内容（事業スケジュール、補助対象経費の金額や項目、事業の構成員等）に大きな変更が生じる場合は必ず市産業政策課商業・中心市街地活性化推進室へ事前に相談してください。変更承認申請が必要になる場合があります。  
※変更承認申請により、補助対象経費総額が増額しても、補助金額は交付決定額から増額できません。

- (2) 実績報告書等の提出について

事業の完了日から1月を経過する日または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を市産業政策課商業・中心市街地活性化推進室へ提出してください。

※事業の完了日とは、「全ての経費の支払が完了した日」または「事業の実施が終わった日」のうち、いずれか遅い日を指します。

- (3) 他の補助金との併用について

国、都道府県、市区町村その他公的制度による補助金等の交付を受けた事業は、補助対象としません。

- (4) 補助金の交付回数について

補助対象者が受けられる補助金の交付回数は一年度につき1回とします。